本政策の狙い

ねんきん定期便の見直し

||

人生100年時代の「選択できる社会保障」への第一歩

※別紙 提言書「レールからの解放」を参照

国民目線での「ねんきん定期便」見直し

1 もっと見やすく

文字数を半分に（1029→495文字※）　※年金記録部分を除く
文字サイズを大きく。初めてグラフを活用。

2 選択肢をわかりやすく

現状、繰り下げ受給を選んでいる人は1%程度。
受給開始時期は、生き方に合わせて選択可能。
70歳からの受給開始で、最大42%増額。

3 人生の節目に気づきやすく

節目の「ねんきん定期便」の封書に
受給開始に関するリーフレットを同封。

ナッジとは？

ナッジとは？

- もともとの意味は「そっと後押しする」こと。
- 人間の性質に配慮して、より良い選択を促すことを意味する。

伝統的な政策手段

補助金

税制

規制・ルール

×

ナッジ

- 個人の意思決定の自由を尊重しながら
- 少ない財政コストで
- 社会的により良い選択を促すことができる

ナッジの具体例

たばこのポイ捨てが激減

（出所）
https://www.brandingmag.com/2015/09/17/ronaldo-messi-vote-cigarette-butt-ingenious-campaign-stop-people-littering/

年金に関わる国民向け送付文書（5種類）

		21歳など （初めて被保険者になった次の誕生月）	……	35歳	……	45歳	…	50歳	…	59歳	…	65歳
ねんきん定期便	ハガキ （毎年） 50歳未満											
	ハガキ （毎年） 50歳以上											
	封書 （特定年齢）											
納付勧奨通知書（催告状）	ハガキ （随時）											
年金請求書	ハガキ （65歳）											

見直し前　毎年の「ねんきん定期便」（５０歳以上向け・表面）

料金後納
郵便

親　展

大切なお知らせ(平成30年度)
「ねんきん定期便」です。
必ず中身をご確認ください。
「ねんきんネット」へ登録するための**アクセスキー**もご案内！

ねんきん太郎
「ねんきんネット」マスコット

差出人
日本年金機構
Japan Pension Service
〒168-8505　東京都杉並区高井戸西3丁目5番24号

ご案内は内側にあります。
矢印の方向へゆっくりはがしてご覧ください。
（水に濡れている場合は、よく乾かしてからおはがしください。）

照会番号	公務員共済の加入者番号	私学共済の加入者番号
	**********	**********

※お問い合わせの際は、照会番号をお知らせください。
※年金額は今後の加入状況や経済動向などによって変わります。試算結果はあくまで目安としてください。

1．これまでの年金加入期間　（老齢年金の受け取りには、原則として１２０月以上の受給資格期間が必要です。）

国民年金（a）			船員保険（c）	年金加入期間 合計（未納月数を除く）（a＋b＋c）	合算対象期間等（うち特定期間）（d）	受給資格期間（a＋b＋c＋d）
第１号被保険者（未納月数を除く）	第３号被保険者	国民年金 計（未納月数を除く）				
0 月	0 月	0 月	0 月	459 月	0 月 （ 0 月）	459 月
厚生年金保険（b）						
一般厚生年金	公務員厚生年金（国家公務員・地方公務員）	私学共済厚生年金（私立学校の教職員）	厚生年金保険 計			
459 月	0 月	0 月	459 月			

2．老齢年金の種類と見込額（１年間の受取見込額）（老齢年金の見込額は、現在の加入条件で60歳まで継続して加入したものと仮定して計算しています。）

受給開始年齢	＊＊ 歳～	＊＊ 歳～	63 歳～	65 歳～
（1）国民年金				老齢基礎年金 730,594 円
（2）厚生年金保険	特別支給の老齢厚生年金	特別支給の老齢厚生年金	特別支給の老齢厚生年金	老齢厚生年金
一般厚生年金期間		（報酬比例部分）**********円 （定額部分）**********円	（報酬比例部分）1,756,709 円 （定額部分）**********円	（報酬比例部分）1,756,709 円 （経過的加算部分）15,281 円
公務員厚生年金期間（国家公務員・地方公務員）	（報酬比例部分）**********円 （定額部分）**********円 （経過的職域加算額（共済年金））**********円	（報酬比例部分）**********円 （定額部分）**********円 （経過的職域加算額（共済年金））**********円	（報酬比例部分）**********円 （定額部分）**********円 （経過的職域加算額（共済年金））**********円	（報酬比例部分）**********円 （経過的加算部分）**********円 （経過的職域加算額（共済年金））**********円
私学共済厚生年金期間（私立学校の教職員）	（報酬比例部分）**********円 （定額部分）**********円 （経過的職域加算額（共済年金））**********円	（報酬比例部分）**********円 （定額部分）**********円 （経過的職域加算額（共済年金））**********円	（報酬比例部分）**********円 （定額部分）**********円 （経過的職域加算額（共済年金））**********円	（報酬比例部分）**********円 （経過的加算部分）**********円 （経過的職域加算額（共済年金））**********円
（1）と（2）の合計	**********円	******** 円	1,756,709 円	2,502,584 円

この「ねんきん定期便」の表示内容については、ねんきん定期便　見方　検索　「通知書の見方を調べる|日本年金機構」をご覧ください。
http://www.nenkin.go.jp/service/seidozenpan/20150601.html

注：表示している金額等はサンプルです。

見直し前　毎年の「ねんきん定期便」（５０歳以上向け・裏面）

あなたの年金　簡単便利な　ねんきんネットで！

○「ねんきんネット」をご利用いただくことにより、24時間いつでも、ご自宅のパソコンやスマートフォンで、すべての期間の年金加入記録の確認や年金見込額の試算ができます。
○日本年金機構から送付している年金の支払いに関する通知書等について、内容の確認や再交付申請ができます。
○「ねんきんネット」をご利用いただくためには、事前の登録が必要です。右記**「お客様のアクセスキー」**で、簡単に登録できます。
※既にユーザIDをお持ちの方も、ユーザIDやパスワードをお忘れの場合は、再度ご利用登録をお願いします。

ねんきんクマ
「ねんきんネット」マスコット

詳しくはWEBで！
http://www.nenkin.go.jp/n_net/
ねんきんネット　検索
スマートフォンでのご利用登録は、こちらから

QRコード

電子版「ねんきん定期便」の推奨

○「ねんきんネット」では、電子版「ねんきん定期便」をいつでも確認することができ、誕生月に郵送される紙の「ねんきん定期便」より１～２ヶ月程度早く内容を確認できるメリットに加えて、ダウンロード機能など保存にも便利です。
○「ねんきんネット」では、**「ねんきん定期便」の郵送停止を登録**できます。郵送費用の節減とペーパーレス化の推進のため、「ねんきんネット」にログイン後、ぜひ、電子版「ねんきん定期便」をご利用いただき、「メールアドレス登録変更/ねんきん定期便の郵送意向登録」より郵送停止のご登録をお願いします。

お問い合わせ先

「ねんきん定期便」「ねんきんネット」に関する
お問い合わせは、下記専用番号へ

ナビダイヤル

0570-058-555

※050から始まる電話でお掛けになる場合は**(東京) 03-6700-1144**

【受付時間】月　曜　日　午前８：３０～午後７：００
火～金曜日　午前８：３０～午後５：１５
第２土曜日　午前９：３０～午後４：００
※祝日、１２月２９日～１月３日はご利用いただけません。
※月曜日が祝日の場合は、翌日以降の開所日初日に午後７：００まで相談をお受けします。

お問い合わせの際は、表面の照会番号、基礎年金番号または個人番号をお知らせください。

お客様のアクセスキー

○「アクセスキー」の有効期限は、本状到着後、3カ月です。
○「ねんきんネット」のご利用登録画面で、「アクセスキー」と「基礎年金番号」等を入力いただくことにより、ユーザIDが**即時発行**されます。

※基礎年金番号は、年金手帳や基礎年金番号通知書、平成28年度にお送りした「ねんきん定期便」などに記載されています。

お客様へのお知らせ

【参考】これまでの保険料納付額（累計額）

（1） 国民年金（第１号被保険者期間）		国民年金保険料
		0 円
（2） 厚生年金保険		厚生年金保険料（被保険者負担額）
	一般厚生年金期間	21,202,435 円
	公務員厚生年金期間（国家公務員・地方公務員）	0 円
	私学共済厚生年金期間（私立学校の教職員）	0 円
（1）と（2）の合計		21,202,435 円

この「ねんきん定期便」は下記の時点で作成しており、平成 ３０ 年６月までの年金加入記録を表示しています。

国民年金および一般厚生年金期間	公務員厚生年金期間（国家公務員・地方公務員）	私学共済厚生年金期間（私立学校の教職員）
平成 30 年 8 月 21 日	平成 ** 年 ** 月** 日	平成 ** 年 ** 月 ** 日

最近の月別状況です

表面の年金加入期間や下記の月別状況に「もれ」や「誤り」があると思われる方、特に、転勤・転職が多い場合、姓（名字）が変わったことがある場合などは、お近くの年金事務所にお問い合わせいただき、ご自身の年金加入記録をお早めにご確認ください。

年月（平成）	国民年金（第1号・第3号）納付状況	厚生年金保険			
		加入区分	標準報酬月額（千円）	標準賞与額（千円）	保険料納付額
29年 6月		厚年	620	1,500	192,729
29年 7月		厚年	620		56,364
29年 8月		厚年	620		56,364
29年 9月		厚年	620		56,730
29年10月		厚年	620		56,730
29年11月		厚年	620		56,730
29年12月		厚年	620	1,294	175,131
30年 1月		厚年	620		56,730
30年 2月		厚年	620		56,730
30年 3月		厚年	620		56,730
30年 4月		厚年	620		56,730
30年 5月		厚年	620		56,730
30年 6月		厚年	620		56,730

・納付期限内に国民年金保険料を納めた場合であっても（口座振替も同様）、情報が反映されるまでに最大3週間程度かかることがあります。

※右のマークは音声コードです。
目の不自由な方に、ご自身の年金加入記録に関する情報を音声でご案内します。

郵便はがき

注：表示している金額等はサンプルです。

見直し後　毎年の「ねんきん定期便」（５０歳以上向け・表面）

料金後納
郵　便

親　展

大切なお知らせ(平成31年度)
「ねんきん定期便」です。
必ず中身をご確認ください。
「ねんきんネット」へ登録する
ための**アクセスキー**もご案内！

ねんきん太郎

差出人　日本年金機構
Japan Pension Service
〒168-8505　東京都杉並区高井戸西3丁目5番24号

ご案内は内側にあります。
矢印の方向へゆっくりはがしてご覧ください。

照会番号	公務員共済の加入者番号	私学共済の加入者番号
	**********	**********

※お問い合わせの際は、
照会番号をお知らせください。

① 年金の受給開始時期は、60歳から70歳まで選択できます。

② 年金受給を遅らせた場合、年金額が増加します。
（70歳を選択した場合、65歳と比較して最大42%増）

（参考）増額イメージ

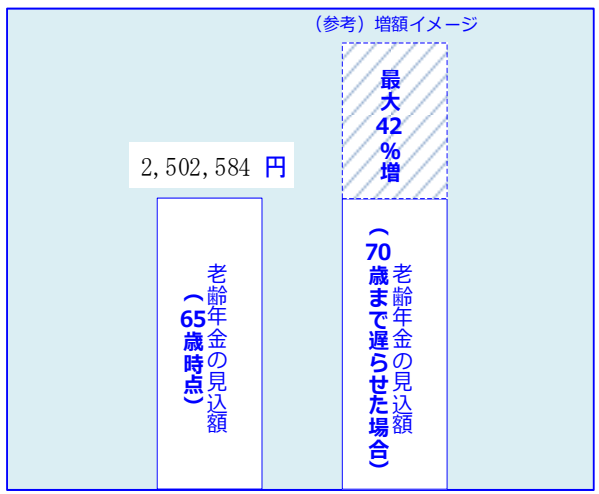

1．これまでの保険料納付額（累計額）

（1） 国民年金保険料（第１号被保険者期間）	0 円
（2） 厚生年金保険料(被保険者負担額)	
一般厚生年金期間	21,202,435 円
公務員厚生年金期間	0 円
私学共済厚生年金期間	0 円
（1）と（2）の合計	21,202,435 円

お客様へのお知らせ

最近の月別状況です

下記の月別状況や裏面の年金加入期間に「もれ」や「誤り」があると思われる方、特に、転勤・転職が多い場合、姓（名字）が変わったことがある場合などは、お近くの年金事務所にお問い合わせください。

年月(和暦)	国民年金(第1号・第3号)納付状況	厚生年金保険			
		加入区分	標準報酬月額(千円)	標準賞与額(千円)	保険料納付額
29年 6月		厚年	620	1,500	192,729
29年 7月		厚年	620		56,364
29年 8月		厚年	620		56,364
29年 9月		厚年	620		56,730
29年10月		厚年	620		56,730
29年11月		厚年	620		56,730
29年12月		厚年	620	1,294	175,131
30年 1月		厚年	620		56,730
30年 2月		厚年	620		56,730
30年 3月		厚年	620		56,730
30年 4月		厚年	620		56,730
30年 5月		厚年	620		56,730
30年 6月		厚年	620		56,730

注：表示している金額等はサンプルです。

見直し後　毎年の「ねんきん定期便」（５０歳以上向け・裏面）

「ねんきんネット」で老後の生活設計について考えてみませんか？

○**「ねんきんネット」の便利な機能**
- 年金受給開始を遅らせる場合などの年金見込額の試算
- 電子版「ねんきん定期便」の確認
- 全期間の年金記録の確認
- 通知書の再交付申請　　など

○２４時間いつでも、パソコンやスマートフォンで利用できる「ねんきんネット」を**老後の生活設計**にご活用下さい。

○**基礎年金番号**と**「お客様のアクセスキー」**等を入力いただくことで**簡単に登録**できます。ぜひご登録下さい。
※基礎年金番号は、年金手帳などに記載されています。

詳しくはWEBで　ねんきんネット　検索

スマートフォンでのご利用登録は、QRコードで　QRコード

この定期便は、下記時点のデータで作成しています。
納付記録がデータに反映されるまで日数がかかることがあります。

国民年金および一般厚生年金期間	公務員厚生年金期間（国家公務員・地方公務員）	私学共済厚生年金期間（私立学校の教職員）
平成 30 年 8 月 21 日	平成＊＊年＊＊月＊＊日	平成＊＊ 年＊＊月＊＊日

お問い合わせ先

「ねんきん定期便」「ねんきんネット」に関するお問い合わせは

ナビダイヤル

0570-058-555

※050から始まる電話でお掛けになる場合は **03-6700-1144**

【受付時間】月　曜　日　　午前８：３０～午後７：００
火～金曜日　　午前８：３０～午後５：１５
第２土曜日　　午前９：３０～午後４：００

※祝日、１２月２９日～１月３日はご利用いただけません。
※月曜日が祝日の場合、翌開所日は午後７：００まで。

２．これまでの年金加入期間（老齢年金の受け取りには、原則として１２０月以上の受給資格期間が必要です）

国民年金（a）			船員保険（c）	年金加入期間 合計（未納月数を除く）（a＋b＋c）	合算対象期間等（d）	受給資格期間（a＋b＋c＋d）
第１号被保険者（未納月数を除く）	第３号被保険者	国民年金 計（未納月数を除く）				
0 月	0 月	0 月	0 月	459 月	0 月	459 月
厚生年金保険（b）						
一般厚生年金	公務員厚生年金	私学共済厚生年金	厚生年金保険 計			
459 月	0 月	0 月	459 月			

３．老齢年金の種類と見込額（年額）（現在の加入条件が60歳まで継続すると仮定して見込額を計算しています）

受給開始年齢	＊＊ 歳～	＊＊ 歳～	63 歳～	65 歳～
（１）基礎年金				老齢基礎年金 730,594 円
（２）厚生年金	特別支給の老齢厚生年金	特別支給の老齢厚生年金	特別支給の老齢厚生年金	老齢厚生年金
一般厚生年金期間		（報酬比例部分）＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊円	（報酬比例部分）1,756,709 円	（報酬比例部分）1,756,709 円
		（定額部分）＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊円	（定額部分）＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊円	（経過的加算部分）15,281 円
公務員厚生年金期間	（報酬比例部分）＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊円	（報酬比例部分）＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊円	（報酬比例部分）＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊円	（報酬比例部分）＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊円
	（定額部分）＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊円	（定額部分）＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊円	（定額部分）＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊円	（経過的加算部分）＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊円
	（経過的職域加算額（共済年金））＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊円	（経過的職域加算額（共済年金））＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊円	（経過的職域加算額（共済年金））＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊円	（経過的職域加算額（共済年金））＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊円
私学共済厚生年金期間	（報酬比例部分）＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊円	（報酬比例部分）＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊円	（報酬比例部分）＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊円	（報酬比例部分）＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊円
	（定額部分）＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊円	（定額部分）＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊円	（定額部分）＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊円	（経過的加算部分）＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊円
	（経過的職域加算額（共済年金））＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊円	（経過的職域加算額（共済年金））＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊円	（経過的職域加算額（共済年金））＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊円	（経過的職域加算額（共済年金））＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊円
（１）と（２）の合計	＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊円	＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊円	1,756,709 円	2,502,584 円

※年金見込額は今後の加入状況や経済動向などによって変わります。あくまで目安としてください。

「ねんきん定期便」の見方は、定期便　通知書の見方　検索

お客様のアクセスキー

※アクセスキーの有効期限は、本状到着後、３カ月です。

右のマークは目の不自由な方のための音声コードです。

注：表示している金額等はサンプルです。

見直し前　毎年の「ねんきん定期便」（５０歳未満向け・表面）

料金後納
郵　便

親　展

大切なお知らせ(平成30年度)
「ねんきん定期便」です。
必ず中身をご確認ください。
「ねんきんネット」へ登録する
ための**アクセスキー**もご案内！

ねんきん太郎
「ねんきんネット」マスコット

差出人
日本年金機構
Japan Pension Service
〒168-8505　東京都杉並区高井戸西3丁目5番24号

ご案内は内側にあります。
矢印の方向へゆっくりはがしてご覧ください。
（水に濡れている場合は、よく乾かしてからおはがしください。）

照会番号	公務員共済の加入者番号	私学共済の加入者番号
	**********	**********

※お問い合わせの際は、照会番号をお知らせください。

※年金額は今後の加入状況や経済動向などによって変わります。試算結果はあくまで目安としてください。

1．これまでの年金加入期間

（老齢年金の受け取りには、原則として１２０月以上の受給資格期間が必要です。）

国民年金（a）			船員保険（c）	年金加入期間 合計（未納月数を除く）（a＋b＋c）	合算対象期間等（うち特定期間）（d）	受給資格期間（a＋b＋c＋d）
第１号被保険者（未納月数を除く）	第３号被保険者	国民年金 計（未納月数を除く）				
30 月	0 月	30 月	0 月	285 月	0 月 （ 0 月）	285 月
厚生年金保険（b）						
一般厚生年金	公務員厚生年金（国家公務員・地方公務員）	私学共済厚生年金（私立学校の教職員）	厚生年金保険 計			
255 月	0 月	0 月	255 月			

2．これまでの加入実績に応じた年金額と【参考】これまでの保険料納付額（累計額）

	加入実績に応じた年金額（年額）	保険料納付額（累計額）
（1）国民年金	老齢基礎年金 462,709 円	国民年金保険料（第１号被保険者） 354,600 円
（2）厚生年金保険	老齢厚生年金 604,852 円	厚生年金保険料（被保険者負担額） 8,937,296 円
一般厚生年金被保険者期間	0 円	0 円
公務員厚生年金被保険者期間（国家公務員・地方公務員）	0 円	0 円
私学共済厚生年金被保険者期間（私立学校の教職員）		
（1）と（2）の合計	1,067,561 円	9,291,896 円

この「ねんきん定期便」の表示内容については、ねんきん定期便　見方　検索　「通知書の見方を調べる｜日本年金機構」をご覧ください。
http://www.nenkin.go.jp/service/seidozenpan/20150601.html

注：表示している金額等はサンプルです。

見直し前　毎年の「ねんきん定期便」（５０歳未満向け・裏面）

あなたの年金　簡単便利な　ねんきんネットで！

○「ねんきんネット」をご利用いただくことにより、２４時間いつでも、ご自宅のパソコンやスマートフォンで、すべての期間の年金加入記録を確認できます。

○「年金の受給開始年齢を変更した場合」など、さまざまな条件に応じた年金見込額を簡単に試算でき、将来の生活設計に役立てることができます。

○日本年金機構から送付している年金の支払いに関する通知書等について、内容の確認や再交付申請ができます。

○「ねんきんネット」をご利用いただくためには、事前の登録が必要です。右記**「お客様のアクセスキー」**で、簡単に登録できます。

電子版「ねんきん定期便」の推奨

○「ねんきんネット」では、電子版「ねんきん定期便」をいつでも確認することができ、誕生月に郵送される紙の「ねんきん定期便」より１～２ヶ月程度早く内容を確認できるメリットに加えて、ダウンロード機能など保存にも便利です。

○「ねんきんネット」では、**「ねんきん定期便」の郵送停止を登録**できます。郵送費用の節減とペーパーレス化の推進のため、「ねんきんネット」にログイン後、ぜひ、電子版「ねんきん定期便」をご利用いただき、「メールアドレス登録変更/ねんきん定期便の郵送意向登録」より郵送停止のご登録をお願いします。

お問い合わせ先

「ねんきん定期便」「ねんきんネット」に関する
お問い合わせは、下記専用番号へ

ナビダイヤル

0570-058-555

※050から始まる電話でお掛けになる場合は**(東京) 03-6700-1144**

【受付時間】月　曜　日　　午前８：３０～午後７：００
火～金曜日　　午前８：３０～午後５：１５
第２土曜日　　午前９：３０～午後４：００

※祝日、１２月２９日～１月３日はご利用いただけません。
※月曜日が祝日の場合は、翌日以降の開所日初日に午後７：００まで相談をお受けします。

お問い合わせの際は、表面の照会番号、基礎年金番号または個人番号をお知らせください。

郵便はがき

お客様のアクセスキー

○「アクセスキー」の有効期限は、本状到着後、3カ月です。

○「ねんきんネット」のご利用登録画面で、「アクセスキー」と「基礎年金番号」等を入力いただくことにより、ユーザIDが**即時発行**されます。

※基礎年金番号は、年金手帳や基礎年金番号通知書、平成28年度にお送りした「ねんきん定期便」などに記載されています。

※既にユーザIDをお持ちの方も、ユーザIDやパスワードをお忘れの場合は、再度、ご利用登録をお願いします。

ねんきんクマ
「ねんきんネット」マスコット

詳しくはWEBで！

http://www.nenkin.go.jp/n_net/

ねんきんネット　検索

スマートフォンでの
ご利用登録は、こちらから

QRコード

お客様へのお知らせ

この「ねんきん定期便」は下記の時点で作成しており、平成　30年　6月までの年金加入記録を表示しています。

国民年金および一般厚生年金期間	公務員厚生年金期間（国家公務員・地方公務員）	私学共済厚生年金期間（私立学校の教職員）
平成 30 年 8 月 21 日	平成＊＊年＊＊月＊＊日	平成＊＊年＊＊月＊＊日

最近の月別状況です

表面の年金加入期間や下記の月別状況に「もれ」や「誤り」があると思われる方、特に、転勤・転職が多い場合、姓（名字）が変わったことがある場合などは、お近くの年金事務所にお問い合わせいただき、ご自身の年金加入 記録をお早めにご確認ください。

年月（平成）	国民年金（第1号・第3号）納付状況	厚生年金保険			
		加入区分	標準報酬月額（千円）	標準賞与額（千円）	保険料納付額
29年 6月		厚年	620		56,364
29年 7月		厚年	620		56,364
29年 8月		厚年	620		56,364
29年 9月		厚年	620		56,730
29年10月		厚年	620		56,730
29年11月		厚年	620		56,730
29年12月		厚年	620		56,730
30年 1月		厚年	620		56,730
30年 2月		厚年	620		56,730
30年 3月		厚年	620		56,730
30年 4月		厚年	620		56,730
30年 5月		厚年	620		56,730
30年 6月		厚年	620		56,730

・納付期限内に国民年金保険料を納めた場合であっても（口座振替も同様）、情報が反映されるまでに最大3週間程度かかることがあります。

※右のマークは音声コードです。
目の不自由な方に、ご自身の年金加入記録に関する情報を音声でご案内します。

注：表示している金額等はサンプルです。

見直し後　毎年の「ねんきん定期便」（５０歳未満向け・表面）

料金後納
郵便

親　展

照会番号	公務員共済の加入者番号	私学共済の加入者番号
	＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊	＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊

※お問い合わせの際は、照会番号をお伝え下さい。

①保険料を納付していただいた方は、「これまでの加入実績に応じた年金額」が昨年よりも増額しています。

②今後も、保険料を納付していただくことで、更に年金額が増加します。

③年金の受給開始時期は、60歳から70歳まで選択できます。
※年金受給を遅らせた場合、年金額が増加します。
（70歳を選択した場合、65歳と比較して最大42%増）

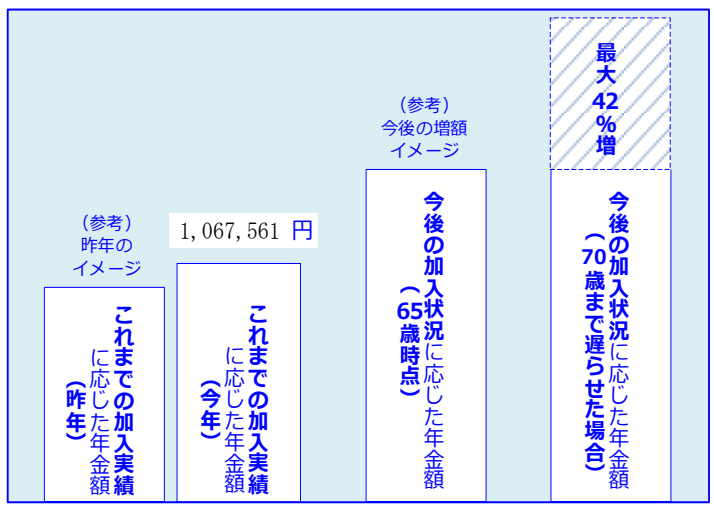

お客様へのお知らせ

最近の月別状況です

下記の月別状況や裏面の年金加入期間に「もれ」や「誤り」があると思われる方、特に、転勤・転職が多い場合、姓（名字）が変わったことがある場合などは、お近くの年金事務所にお問い合わせください。

年月（和暦）	国民年金（第1号・第3号）納付状況	厚生年金保険			
		加入区分	標準報酬月額（千円）	標準賞与額（千円）	保険料納付額
29年 6月		厚年	620		56,364
29年 7月		厚年	620		56,364
29年 8月		厚年	620		56,364
29年 9月		厚年	620		56,730
29年10月		厚年	620		56,730
29年11月		厚年	620		56,730
29年12月		厚年	620		56,730
30年 1月		厚年	620		56,730
30年 2月		厚年	620		56,730
30年 3月		厚年	620		56,730
30年 4月		厚年	620		56,730
30年 5月		厚年	620		56,730
30年 6月		厚年	620		56,730

大切なお知らせ(平成31年度)
「ねんきん定期便」です。
必ず中身をご確認ください。
「ねんきんネット」に簡単に登録できる**アクセスキー**もご案内！

ねんきん太郎

差出人　日本年金機構 Japan Pension Service
〒168-8505　東京都杉並区高井戸西3丁目5番24号

ご案内は内側にあります。
矢印の方向へゆっくりはがしてご覧ください。

注：表示している金額等はサンプルです。

見直し後　毎年の「ねんきん定期便」（５０歳未満向け・裏面）

「ねんきんネット」で老後の生活設計について考えてみませんか？

○「ねんきんネット」の便利な機能
- 年金受給開始を遅らせる場合などの年金見込額の試算
- 電子版「ねんきん定期便」の確認
- 全期間の年金記録の確認
- 通知書の再交付申請　　など

○２４時間いつでも、パソコンやスマートフォンで利用できる「ねんきんネット」を**老後の生活設計**にご活用下さい。

○**基礎年金番号**と**「お客様のアクセスキー」**等を入力いただくことで**簡単に登録**できます。ぜひご登録下さい。
※基礎年金番号は、年金手帳などに記載されています。

詳しくはWEBで　ねんきんネット　検索　QRコード

スマートフォンでのご利用登録は、QRコードで

お問い合わせ先

「ねんきん定期便」「ねんきんネット」に関するお問い合わせは

ナビダイヤル

0570-058-555

※050から始まる電話でお掛けになる場合は **03-6700-1144**

【受付時間】月　曜　日　　午前８：３０～午後７：００
火～金曜日　　午前８：３０～午後５：１５
第２土曜日　　午前９：３０～午後４：００

※祝日、１２月２９日～１月３日はご利用いただけません。
※月曜日が祝日の場合、翌開所日は午後７：００まで。

１．これまでの保険料納付額（累計額）

（１）国民年金保険料（第１号被保険者期間）	354,600 円
（２）厚生年金保険料（被保険者負担額）	
一般厚生年金期間	8,937,296 円
公務員厚生年金期間	0 円
私学共済厚生年金期間	0 円
（１）と（２）の合計	9,291,896 円

この定期便は、下記時点のデータで作成しています。
納付記録がデータに反映されるまで日数がかかることがあります。

国民年金および一般厚生年金期間	公務員厚生年金期間（国家公務員・地方公務員）	私学共済厚生年金期間（私立学校の教職員）
平成 30 年 8 月 21 日	平成＊＊年＊＊月＊＊日	平成＊＊年＊＊月＊＊日

「ねんきん定期便」の見方は、

定期便　通知書の見方　検索

２．これまでの年金加入期間（老齢年金の受け取りには、原則として１２０月以上の受給資格期間が必要です）

国民年金（a）			船員保険（c）	年金加入期間 合計（未納月数を除く）（a＋b＋c）	合算対象期間等（d）	受給資格期間（a＋b＋c＋d）
第１号被保険者（未納月数を除く）	第３号被保険者	国民年金 計（未納月数を除く）				
30 月	0 月	30 月	0 月	285 月	0 月	285 月
厚生年金保険（b）						
一般厚生年金	公務員厚生年金	私学共済厚生年金	厚生年金保険 計			
255 月	0 月	0 月	255 月			

３．これまでの加入実績に応じた年金額

（１）老齢基礎年金	462,709 円
（２）老齢厚生年金	
一般厚生年金期間	604,852 円
公務員厚生年金期間	0 円
私学共済厚生年金期間	0 円
（１）と（２）の合計	1,067,561 円

お客様のアクセスキー

※アクセスキーの有効期限は、本状到着後、3カ月です。

右のマークは目の不自由な方のための音声コードです。

郵便はがき

注：表示している金額等はサンプルです。

節目の「ねんきん定期便」や年金請求書に同封するリーフレット（表面）

大切なお知らせ

受給開始を繰り下げると年金は増額できます。

70歳で最大42%UP

年金の受給開始時期は60歳から70歳まで自由に選択できますが、受給開始を遅らせるほど、受けとれる年金額は増えていきます。

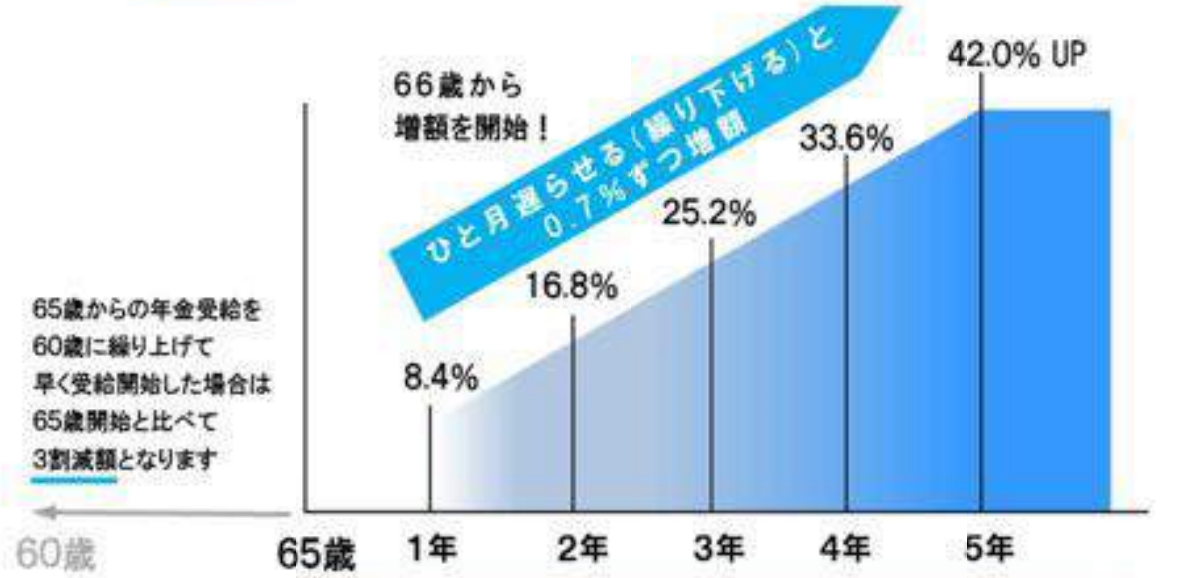

受給開始時期を自由に選択、増額は生涯続きます

基礎年金・厚生年金で受給開始時期を変えることもできます
「年金のしくみ」については裏面をごらんください

65歳の人の平均余命
男性19.57年（84.57歳）
女性24.43年（89.43歳）

ご自身の生活設計に合わせて選択できます
65歳を過ぎても別に収入がある方は
受給開始を遅らせるという選択も可能です

節目の「ねんきん定期便」や年金請求書に同封するリーフレット（裏面）

年金のしくみ

厚生年金の加入期間が１年以上ある方が受けとれます。

男性は昭和36年4月1日生まれまで、
女性は昭和41年4月1日生まれまでの特例

保険料納付済期間と保険料免除期間の合計が１０年以上ある方が受けとれます。

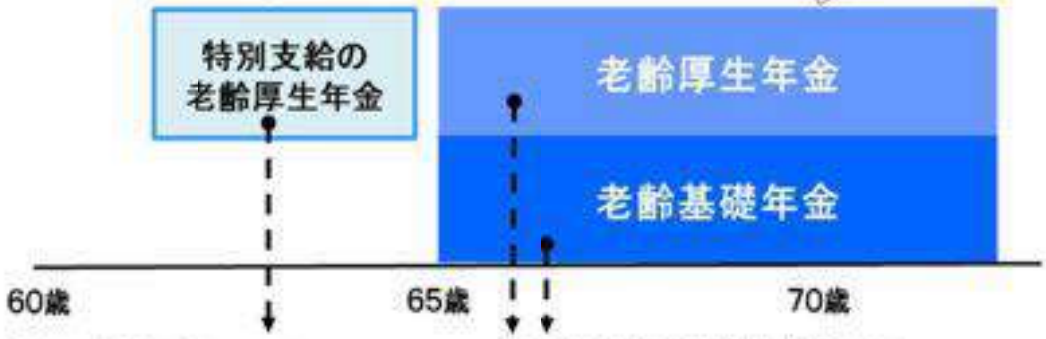

繰下げ制度はありませんので、ご請求をお願いします。

繰上げ・繰下げ制度があります。
６０歳から７０歳まで受給開始時期を選択できます。
繰り下げは、基礎年金・厚生年金で受給開始時期を変えることができます。

ご注意いただきたいこと

老齢厚生年金を繰り下げる場合、繰り下げ期間中は「加給年金」は支給されません。

※「加給年金」は、老齢厚生年金の受給権者が65歳未満の配偶者の生計を維持している場合に、老齢厚生年金に加算されるもの。

老齢基礎年金を繰り下げる場合、繰り下げ期間中は「振替加算」は支給されません。

※「振替加算」は、上記の加給年金の支給にかかる配偶者が65歳になって以降、当該配偶者の老齢基礎年金に加給年金から振り替えられる加算。昭和40年度以前に生まれた者のみを対象とした経過的な給付。

このほか、低年金者に支給される年金生活者支援給付金、医療保険・介護保険等の自己負担や保険料、税金に影響がある場合があります。

あなたの年金　簡単便利な　ねんきんネットで！

- 老後の生活設計を考えてみませんか？
- 繰下げ額など、さまざまな条件に応じて年金見込み額を試算できます。

ねんきんネット　検索

見直し前　国民年金保険料の未納者への通知（表面）

料金後納
郵便

親　展

ＸＸＸ－ＸＸＸＸ
ＸＸＸＸＸＸＸＸＸＸ
ＸＸＸＸＸＸＸＸＸＸ
ＸＸＸＸＸＸＸＸＸＸ
ＸＸＸＸＸＸＸＸ

ＸＸＸＸＸＸＸＸＸＸＸＸＸ様

9999-9999999-9999-999

大切なお知らせ

国民年金保険料のお知らせ

差出人
日本年金機構
Japan Pension Service
〒168-8505
東京都杉並区高井戸西三丁目5番24号

お問い合わせ先（宛先不明の場合の返送先）
ＸＸＸＸＸＸＸＸＸＸＸＸ
ＸＸＸＸＸＸＸＸＸＸＸＸ
〒９９９－９９９９
ＸＸＸＸＸＸＸＸＸＸＸＸＸＸ
ＸＸＸＸＸＸＸＸＸＸＸＸＸＸ
ＸＸＸＸＸＸＸＸＸＸＸＸｘ
ＴＥＬＸＸＸＸＸＸＸＸＸＸＸＸＸ

②
ご案内は内側にあります。
裏面(①)からゆっくりていねいに開いてご覧ください。

国民年金未納保険料
納付勧奨通知書（催告状）

お客様の国民年金保険料には、右記の納付状況のとおり未納があります。

未納があると、年金を受け取るときに影響があります。**金融機関**または**コンビニエンスストア**で納めてください。

- 納付書がお手元にない場合は再発行します。
  年金事務所までご連絡ください。
- 経済的に保険料を納めることが難しい場合は、
  国民年金保険料の免除申請を行うことができます。
  詳しくは裏面をご覧ください。

このお知らせは、平成31年１月16日現在のデータに基づき、平成30年11月以前に国民年金保険料の未納がある方にお送りしています。

すでに保険料を納めた方や免除申請中の方にも、行き違いでこの通知書が届く場合がありますのでご了承ください。

・免除申請中の方への審査結果は、この通知書とは別に届きます。

お客様の基礎年金番号は 9999-999999　です。

平成●●年●●月より国民年金保険料の納付や免除申請手続きの電話・戸別訪問・文書によるご案内は、業務を委託する下記の事業者から行います。

「〇〇〇〇〇〇〇」
お問い合わせ先　〇〇〇〇-○○-○○○○
営業時間　〇〇：〇〇～〇〇：〇〇

納付状況

年度	未納月数	未納金額
平成２８	０カ月	０円
	4 5 6 7 8 9 10 11 12 1 2 3	
	－ － － － － － － － Ａ Ａ Ａ Ａ	
年度	未納月数	未納金額
平成２９	０カ月	０円
	4 5 6 7 8 9 10 11 12 1 2 3	
	Ａ Ａ Ａ Ａ Ａ Ａ Ａ Ａ Ａ Ａ Ａ Ａ	
年度	未納月数	未納金額
平成３０	５カ月	８１，７００円
	4 5 6 7 8 9 10 11 12 1 2 3	
	Ａ Ａ Ａ ＊ ＊ ＊ ＊ ＊	
合計	未納月数	未納金額
	５カ月	８１，７００ 円

・納付期限が到来していない月は、空白としています。

納付状況の記号説明

＊	未納		
Ａ,Ｂ,Ｈ,¥	納付済	サ	学生納付特例
Ｌ,Ｒ,Ｙ,Ｚ	全額免除	セ	納付猶予
ア,チ,ヒ	半額,３/４,１/４免除（未納）	＋	第３号納付
イ,ツ,フ	半額,３/４,１/４免除（納付済）	－	納付期限２年経過(注)
／	厚生年金保険・共済組合に加入していた期間または２０歳前の期間		

(注) 納付状況に関わらず「－」と表記しています。

年金加入状況

お客様の現在までの年金加入月数は、次のとおりです。

・共済組合に加入していた月数は含んでいません。
・ご不明な点は、年金事務所にお問い合わせください。

国民年金						
全額納付月数	法定免除・全額免除月数	４分の１納付月数	半額納付月数	４分の３納付月数	学生納付特例月数	納付猶予月数
90 カ月	0 カ月	0 カ月	0 カ月	0 カ月	24 カ月	0 カ月

厚生年金保険加入月数計	船員保険加入月数計	合計
120 カ月	0 カ月	234 カ月

注：表示している金額等はサンプルです。

見直し前　国民年金保険料の未納者への通知（裏面）

国民年金保険料の納付のご案内は、民間委託により実施しており、業務を委託する事業者から、電話・戸別訪問等を行っています。

- ご案内の際には、委託事業者名および氏名を名乗ったうえで、お客様の本人確認をさせていただきます。
- 委託事業者の訪問員がお客様のご自宅を訪問する際は、必ず日本年金機構が発行した身分証明書をお客様に提示します。

委託事業者は、次のようなことは行いませんので、不審な点がありましたら、お近くの年金事務所までご相談ください。

- 金融機関やコンビニエンスストアにおいてＡＴＭ操作をお願いすることは一切ありません。
- 年金手帳や年金証書等をお預かりすることは一切ありません。

開封方法　①②の順に矢印の方向へゆっくりていねいに開いてください。（水に濡れている場合は、よく乾かしてから開いてください。）

①

郵便はがき

国民年金保険料の未納は、年金の受け取りに影響します

保険料の未納期間があると、将来受け取る老齢基礎年金は、満額にはなりません。

さらに、**保険料の未納が続くと、「障害基礎年金」「遺族基礎年金」「老齢基礎年金」を受け取ることができなくなる場合があります**ので、必ず保険料を納めていただくか、右記「国民年金保険料免除・納付猶予制度」「学生納付特例制度」の手続きをしてください。

なお、保険料を滞納していると、納付義務のある方※の財産が差し押さえられる場合があります。

※ 納付義務のある方…被保険者本人、その配偶者、世帯主

日本年金機構ホームページもご利用ください

日本年金機構　検索

http://www.nenkin.go.jp/

○年金に関する基礎知識や「年金Q&A」をご確認いただけます。

○“ねんきんネット”では、インターネットを利用してご自身の年金加入記録をいつでも閲覧できます。
このサービスをご利用いただくには、あらかじめユーザＩＤパスワードのお申し込みが必要です。

保険料の免除・猶予制度等があります

経済的な理由で保険料を納めることが難しい場合は、**「国民年金保険料免除・納付猶予制度」**の申請を行うことができます。
保険料を未納のまま放置すると、年金が受け取れない場合があります。申請はすみやかにお願いします。

「国民年金保険料免除・納付猶予制度」の申請は、平成26年4月に法律が改正され、保険料の納付期限から2年を経過していない期間（任意加入期間は除きます。）について、さかのぼって申請できるようになりました。
詳しくは、表面の年金事務所、委託事業者までお尋ねください。

また、学生の方には、学生期間中の保険料の納付が猶予される「学生納付特例制度」があります。

免除制度については、日本年金機構のホームページでもご案内しています。

国民年金　免除　検索

http://www.nenkin.go.jp/service/kokunen/menjo/index.html

納めた保険料は控除の対象となります

納めた国民年金保険料の**全額が社会保険料控除の対象**となりますので、税金の負担が軽減されます。

1810 1031 002

見直し後

国民年金保険料の未納者への通知（表面）

料金後納
郵便

親展

XXX－XXXX
XXXXXXXXXX
XXXXXXXXXX
XXXXXXXXXX
X X X X X X X X

XXXXXXXXXXXXXX様

9999-9999999-9999-999

大切なお知らせ　必ずご開封ください。

国民年金保険料のお知らせ

差出人
日本年金機構
Japan Pension Service
〒168-8505
東京都杉並区高井戸西三丁目5番24号

お問い合わせ先（宛先不明の場合の返送先）
X X X X X X X X X X X X X
X X X X X X X X X X X X X
〒999-9999
X X X X X X X X X X X X X
X X X X X X X X X X X X X
X X X X X X X X X X X X x
TELXXXXXXXXXXXXXX

②

ご案内は内側にあります。
裏面(①)からゆっくりていねいに開いてご覧ください。

国民年金未納保険料
納付勧奨通知書（催告状）

お客様の国民年金保険料には、裏面の納付状況のとおり未納があります。

- 未納があると、年金を受け取るときに影響があります。**金融機関**または**コンビニエンスストア等**で納めてください。
- 納付書がお手元にない場合は再発行します。年金事務所までご連絡ください。
- 経済的に保険料を納めることが難しい場合は、**国民年金保険料の免除申請**を行うことができます。詳しくは裏面をご覧ください。
- 未納のままでは年金を受け取ることができない場合があります。

すでに保険料を納めた方や免除申請中の方にも、行き違いでこの通知書が届く場合がありますのでご了承ください。

お客様の基礎年金番号は 9999-999999　です。

平成●●年●●月より国民年金保険料の納付や免除申請手続きの電話・戸別訪問・文書によるご案内は、業務を委託する下記の事業者から行います。

「○○○○○○○」
お問い合わせ先　○○○○-○○-○○○○
営業時間　○○：○○～○○：○○

国民年金保険料は、多くの方にお支払いいただいています

公的年金加入者約６７００万人のうち未納者※1は２％に過ぎません。

※1　２４か月の保険料が未納となっている者

保険料の未納が続くと、

- 未納１年あたり**「老齢基礎年金」が年額約2万円少なくなります。**
- 障害を負ってしまった時**「障害基礎年金」を受け取れない場合があります。**
- お亡くなりになった時、遺族の方が**「遺族基礎年金」を受け取れない場合があります。**

なお、保険料を滞納していると、納付義務のある方※2の財産が差し押さえられる場合があります。

※2　納付義務のある方…被保険者本人、その配偶者、世帯主

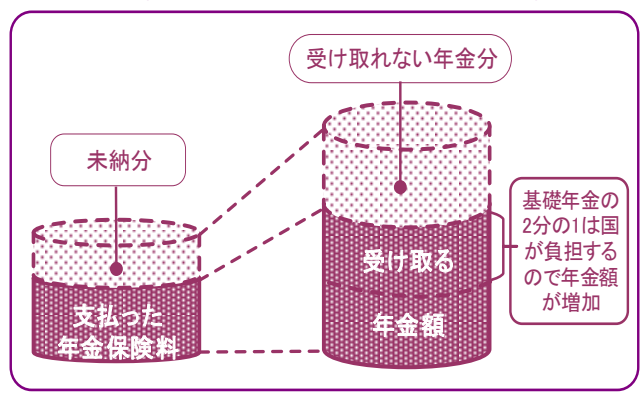

見直し後　国民年金保険料の未納者への通知（裏面）

国民年金保険料の納付のご案内は、民間委託により実施しており、業務を委託する事業者から、電話・戸別訪問等を行っています。

- ご案内の際には、委託事業者名および氏名を名乗ったうえで、お客様の本人確認をさせていただきます。
- 委託事業者の訪問員がお客様のご自宅を訪問する際は、必ず日本年金機構が発行した身分証明書をお客様に提示します。

委託事業者は、次のようなことは行いませんので、不審な点がありましたら、お近くの年金事務所までご相談ください。

- 金融機関やコンビニエンスストアにおいてＡＴＭ操作をお願いすることは一切ありません。
- 年金手帳や年金証書等をお預かりすることは一切ありません。

開封方法　①②の順に矢印の方向へゆっくりていねいに開いてください。

①

納付状況

年度	未納月数	未納金額
平成28	0カ月	0円
	4 5 6 7 8 9 10 11 12 1 2 3	
	ー ー ー ー ー ー ー ー A A A A	
年度	未納月数	未納金額
平成29	0カ月	0円
	4 5 6 7 8 9 10 11 12 1 2 3	
	A A A A A A A A A A A A	
年度	未納月数	未納金額
平成30	5カ月	81,700円
	4 5 6 7 8 9 10 11 12 1 2 3	
	A A A ＊ ＊ ＊ ＊ ＊	
合計	未納月数	未納金額
	5カ月	81,700円

・納付期限が到来していない月は、空白としています。

納付状況の記号説明

＊	未納		
A,B,H,¥	納付済	サ	学生納付特例
L,R,Y,Z	全額免除	セ	納付猶予
ア,チ,ヒ	半額,3/4,1/4免除（未納）	＋	第３号納付
イ,ツ,フ	半額,3/4,1/4免除（納付済）	－	納付期限２年経過(注)
／	厚生年金保険・共済組合に加入していた期間または２０歳前の期間		

(注) 納付状況に関わらず「－」と表記しています。

年金加入状況

お客様の現在までの年金加入月数は、次のとおりです。

・共済組合に加入していた月数は含んでいません。
・ご不明な点は、年金事務所にお問い合わせください。

国民年金						
全額納付月数	法定免除・全額免除月数	4分の1納付月数	半額納付月数	4分の3納付月数	学生納付特例月数	納付猶予月数
90カ月	0カ月	0カ月	0カ月	0カ月	24カ月	0カ月

厚生年金保険加入月数計	船員保険加入月数計	合計
120カ月	0カ月	234カ月

保険料の免除・猶予制度等があります

経済的な理由で保険料を納めることが難しい場合は、**「国民年金保険料免除・納付猶予制度」**の申請を行うことができます。
保険料を未納のまま放置すると、年金が受け取れない場合があります。申請はすみやかにお願いします。

「国民年金保険料免除・納付猶予制度」の申請は、保険料の納付期限から2年前までさかのぼって申請できます。
詳しくは、表面の年金事務所、委託事業者までお尋ねください。

また、学生の方には、学生期間中の保険料の納付が猶予される「学生納付特例制度」があります。

免除制度については、日本年金機構のホームページでもご案内しています。

国民年金　免除　検索

納めた保険料は控除の対象となります

納めた国民年金保険料の**全額が社会保険料控除の対象**となりますので、税金の負担が軽減されます。

1810 1031 002

注：表示している金額等はサンプルです。

見直し前 ハガキの年金請求書（65歳時に送付・表面）

様

この請求書の提出の対象となっている年金の基礎年金番号および年金コード

提出期限
（この提出期限までに届くように投函してください。）

平成　　年　　月　　日

提出が遅れると65歳以降の年金のお支払いが一旦止まりますのでご注意ください。

切り離してご提出ください。

年金請求書（国民年金・厚生年金保険老齢給付）兼加給金勧奨状

この枠内は記入したり、汚したりしないでください。

平成　　年　　月　　日提出

加給年金額対象者内訳

配偶者　　子　　人

請求者の欄

住所	電話番号（　　）ー（　　）ー（　　）	生年月日
フリガナ		他の年金の管掌機関（制度名）と年金証書記号番号等
氏名	印	管掌機関　　記号番号等

下記の加給年金額の対象者は、私が生計を維持していることを申し立てます。

加給年金額対象者の欄

配偶者	フリガナ		管掌機関（制度名）と年金証書記号番号等
	氏名		管掌機関　　記号番号等
	生年月日		
子	フリガナ		フリガナ
	氏名		氏名
	生年月日	障害	生年月日　　障害

繰下げ希望欄

老齢基礎年金、老齢厚生年金のうち、どちらか一方のみ繰下げて年金を受け取ること（66歳以降に年金を受け取ること）を希望される方は、**右枠内**のいずれかを○で囲んでください。

老齢基礎年金のみ繰下げ希望　　老齢厚生年金のみ繰下げ希望

・必要事項をご記入のうえ、切手を貼ってご投函ください。なお、自筆署名の場合、押印は不要です。
・提出が遅れると65歳以降の年金のお支払が一旦止まりますのでご注意ください。

見直し前 ハガキの年金請求書（65歳時に送付・裏面）

郵便はがき

〒168－8505

東京都杉並区高井戸西３丁目５番２４号

日本年金機構　行

お手数ですが62円切手を貼りください。

〒

住所

氏名

差出人

切り離して提出ください。

年金請求書（国民年金・厚生年金保険老齢給付）兼加給金勧奨状とは

今まで特別支給の老齢厚生年金を受け取られていた方（全額支払い停止の方を含む）は、６５歳になったことによりその年金を受け取ることができなくなります。この請求書は、新たに老齢基礎年金、老齢厚生年金を受け取るためのものです。また、加給年金額の加算を行うために必要なものです。

- 加給年金額の対象となっている配偶者が障害年金や各種共済組合の退職共済年金（加入期間が２０年以上あるもの）等を受けている間、または加給年金額の対象となっている配偶者・子に異動（離婚、死亡など）や生計を維持しなくなった場合には必ずお近くの年金事務所等で手続きを行っていただくようお願いします。
- 提出が遅れると65歳以降の年金のお支払が一旦止まりますのでご注意ください。
- 期限を過ぎて提出された場合は、65歳以降の老齢基礎年金・老齢厚生年金や加給年金額の支払いの開始まで、届出提出後1～2カ月程度かかりますので、ご注意ください。

66歳以降増額された「老齢基礎年金・老齢厚生年金」を希望される方へ

繰下げ受給（６６歳以降に増額された年金を受給）を希望される方は、６６歳から70歳までにあらためて年金請求書の手続きをお取りください。

- 同封のリーフレット（「年金請求書兼加給金勧奨状」の提出のお願い）をご確認ください。

ご記入の際は、同封の **「年金請求書兼加給金勧奨状」の提出のお願い** をご覧ください。

- プライバシーを保護するため、全て記入が終わりましたら、同封の目隠しシールを裏面（宛名面でない面）にお貼りください。
- この請求書は、折り曲げたり、同封の目隠しシール以外のシール等を貼らないでください。
- 切手を貼ってご投函ください。

見直し後 ハガキの年金請求書（65歳時に送付・表面）

様

この請求書の提出の対象となっている年金の基礎年金番号および年金コード

65歳から全部または一部を受け取る方は、この日までにご提出ください。

平成　　年　　月　　日

- 老齢基礎年金と老齢厚生年金の両方の繰下げを希望される方は、このハガキの提出は不要です。
- 提出しない場合は、65歳以降の年金のお支払いが一旦止まります。

切り離してご提出ください。

年金請求書

この枠内は記入したり、汚したりしないでください。

平成　　年　　月　　日提出

加給年金額対象者内訳

配偶者　　子　　人

請求者の欄			
住所	電話番号(　　)ー(　　)ー(　　)		生年月日
フリガナ		他の年金の管掌機関（制度名）と年金証書記号番号等	
氏名	印	管掌機関　　記号番号等	

下記の加給年金額の対象者は、私が生計を維持していることを申し立てます。

加給年金額対象者の欄					
配偶者	フリガナ		管掌機関（制度名）と年金証書記号番号等		
	氏名		管掌機関　　記号番号等		
	生年月日				
子	フリガナ		フリガナ		
	氏名		氏名		
	生年月日	障害	生年月日	障害	

繰下げ希望欄			
	老齢基礎年金、老齢厚生年金のうち、どちらか一方のみ繰下げて年金を受け取ること（66歳以降に年金を受け取ること）を希望される方は、**右枠内**のいずれかを○で囲んでください。	老齢**基礎**年金のみ繰下げ希望	老齢**厚生**年金のみ繰下げ希望

・必要事項をご記入のうえ、切手を貼ってご投函ください。なお、自筆署名の場合、押印は不要です。

見直し後 ハガキの年金請求書（65歳時に送付・裏面）

郵便はがき

お手数ですが62円切手をおはりください。

１６８－８５０５

東京都杉並区高井戸西３丁目５番２４号

日本年金機構　行

〒

住所

氏名

差出人

切り離してご提出ください。

年金請求書とは

- 年金は、ご自身が希望する時期に合わせて請求することで、65歳から70歳まで受給開始時期を自由に選択できます。
- 今まで特別支給の老齢厚生年金を受け取られていた方は、65歳になったことによりその年金の支給は終了となります。
- この請求書は、新たに老齢基礎年金、老齢厚生年金をお受け取りいただくものです。65歳から年金を受け取る方は、この請求書を提出してください。

66歳以降増額された「老齢基礎年金・老齢厚生年金」を希望される方へ

繰下げ受給（66歳以降に増額された年金を受給）を希望される方は、66歳から70歳までに年金事務所にご連絡ください。

ご記入の際は、同封の「年金請求書」の記入のしかた をご覧ください。

- プライバシーを保護するため、全て記入が終わりましたら、同封の目隠しシールを裏面（宛名面でない面）にお貼りください。
- 切手を貼ってご投函ください。